

公証人が関与する遺言

公正証書と秘密証書

民法が定める普通方式の遺言には自筆証書遺言のほか、公証人が関与する公正証書遺言（民法 969 条）と秘密証書遺言（同 970 条）があります。

公正証書遺言の方式は、①証人二人以上が立会い、②遺言者が遺言の趣旨を公証人に口授し、③公証人が遺言者の口述を筆記し、これを遺言者及び証人に読み聞かせ、又は閲覧させ、④遺言者及び証人が、筆記の正確なことを承認した後、各自これに署名し、印を押し、⑤公証人がその証書が方式に従って作ったものである旨を付記して、これに署名し、印を押すというものです（同 969 条）。証人には制限があり、未成年者、推定相続人及び受遺者並びにこれらの配偶者及び直系血族、公証人の配偶者、4 親等内の親族、書記及び使用人は証人になることができません（同 974 条）。遺言者が病気等の理由で公証役場へ出向けない場合には、公証人に自宅や病院まで出張してもらい公正証書遺言を作ることができます。



公正証書遺言は、正確で、原本が公証役場に保存されるので変造や毀損のおそれがなく、家庭裁判所の検認も不要ですが、一定の費用がかかり、証人に遺言を作ったことや遺言の内容を知られてしまうことになります。

なお、平成元年以降に作成された公正証書遺言は全国的にデータ管理されており、作成した公証役場名、遺言者名、作成年月日等を調べることができます。

秘密証書遺言は、遺言の存在は明らかにしながら、内容を秘密にすることができる方式の遺言で、遺言書の本文の記載は自筆である必要はなく、代筆でもパソコンなどの活字でも可とされます。①遺言者が遺言書を作成しそれに署名し、印を押し、②遺言者が、遺言書を封筒に入れ、証書に用いた印をもって封印し、③遺言者が、公証人一人及び証人二人以上の前に封書を提出して、自己の遺言書である旨並びにその筆者の氏名及び住所を申述し、④公証人が、その遺言書を提出した日付及び遺言者の申述を封紙に記載した後、遺言者及び証人とともにこれに署名し、印を押すというものです（同 970 条）。秘密証書遺言は自筆証書遺言と同様家庭裁判所の検認が必要です。

秘密証書遺言は、公証役場に遺言書を作ったことの記録は残りますが、遺言者が遺言書原本を保管するので、紛失や隠匿のおそれがあります。